

秋田県受動喫煙防止条例施行規則をここに公布する。
令和二年三月十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三号

秋田県受動喫煙防止条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県受動喫煙防止条例（令和元年秋田県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅客施設)

第二条 条例第八条の規則で定める旅客施設は、次に掲げる旅客施設のうち、乗降場、待合所その他の当該旅客施設を利用する旅客の用に供する場所とする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する駅舎

二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するバスターミナル及び停留所

三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第七号に規定する旅客施設

四 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の敷地内の旅客ターミナル施設

(身分証明書)

第三条 条例第十三条第二項に規定する職員の身分を示す証明書の様式は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別記様式 身分証明書（第3条関係）

表

8センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

3センチメートル

4
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

写

真

印

職 名
氏 名

年 月 日生

上記の者は、秋田県受動喫煙防止
条例（令和元年秋田県条例第4号）第
13条第1項の規定により立入検査を
行う職員であることを証明する。

年 月 日交付

秋田県知事

印

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

裏

秋田県受動喫煙防止条例抜粋
（報告及び立入検査）

第13条 知事は、第6条、第8条及び第9条の規定の施行に必要な
限度において、第一種施設又は第二種施設の管理権原者に対し、
当該施設の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報
告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該施設に立
ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を
検査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求める
ことができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明
書を携帯し、関係者に提示しなければならない。